

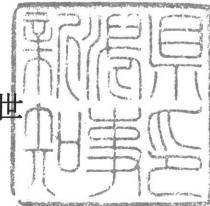
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

福島県いわき市錦町四反田30番地
株式会社 クレハ環境
代表取締役 並川 昌弘

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和5年12月5日

許可の有効年月日 令和12年10月13日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）、

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、

廃PCB等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、

PCB汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、

感染性産業廃棄物、廃水銀等

【注意】
 この許可証（写）は許可内容の開示及び
 契約書添付を目的とし、
 その他の用途による使用は無効とする。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更届出年月日 平成10年10月29日
(代表者の変更 旧 荒川 伸郎)
- ・更新許可年月日 平成11年10月14日
- ・更新許可年月日 平成16年10月14日
(住所の変更 旧 福島県いわき市錦町四反田7番地1)
- ・変更届出年月日 平成18年 4月12日
(名称の変更 旧 呉羽環境 株式会社)
- ・変更許可年月日 平成18年 4月17日
(感性性塗装溶剤物、ばいじん) (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、**塗え難**
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、**腐油** (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むものに限る。)、**燐** (有機燐化合物、トリクロロエチレン、テラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、**腐アルカリ**
(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、**腐アルカリ**
(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。) の追加)
- ・変更届出年月日 平成18年 7月20日
(代表者の変更 旧 鈴木 安利)
- ・更新許可年月日 平成21年12月 9日
- ・変更許可年月日 平成24年 8月 9日
(腐PCB等の追加)
- ・優良基準適合確認 平成24年 8月 9日
(許可の有効年月日が平成26年10月13日から平成28年10月13日に延長)
- ・変更届出年月日 平成25年 7月10日
(代表者の変更 旧 福田 弘之)
- ・変更許可年月日 平成26年 4月14日
(腐PCB等を「低濃度ボリ塩化ビフェニルに限る。」に変更)
(PCB汚染物 (低濃度ボリ塩化ビフェニルに限る。) の追加)
- ・変更届出年月日 平成28年 7月 7日
(代表者の変更 旧 谷口 伸幸)
- ・更新許可年月日 平成28年11月14日
- ・優良基準適合認定 平成28年11月14日
(許可の有効年月日が平成33年10月13日から平成35年10月13日に延長)
- ・変更許可年月日 平成28年11月14日
(腐水銀等の追加)
- ・変更届出年月日 平成31年 4月23日
(代表者の変更 旧 名武 克泰)
- ・変更届出年月日 令和 4年 4月25日
(代表者の変更 旧 佐野 健)
- ・更新許可年月日 令和 5年12月 5日
- ・優良基準適合認定 令和 5年12月 5日
(許可の有効年月日が令和10年10月13日から令和12年10月13日に延長)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 5年12月 5日 更新許可)